## 事例６　（無免許操縦）水上オートバイの被引浮体衝突死亡事故

### 操縦を誤り浮体に衝突し、複数の子供が死傷

**事故の概要**：水上オートバイＫ号（以下「Ａ船」）は木曽川木曽川橋南西方の馬飼ビーチ沖を遊走中、また、水上オートバイＲ号（以下「Ｂ船」）は４人の搭乗者を乗せた浮体をえい航索でつないで漂泊中、平成２８年6月１２日１４時４５分ごろ、Ａ船が浮体に衝突し、浮体の搭乗者２人が死亡し、２人が重傷を負った。浮体は破損し、Ａ船は左舷船首部外板に擦過傷を生じた。

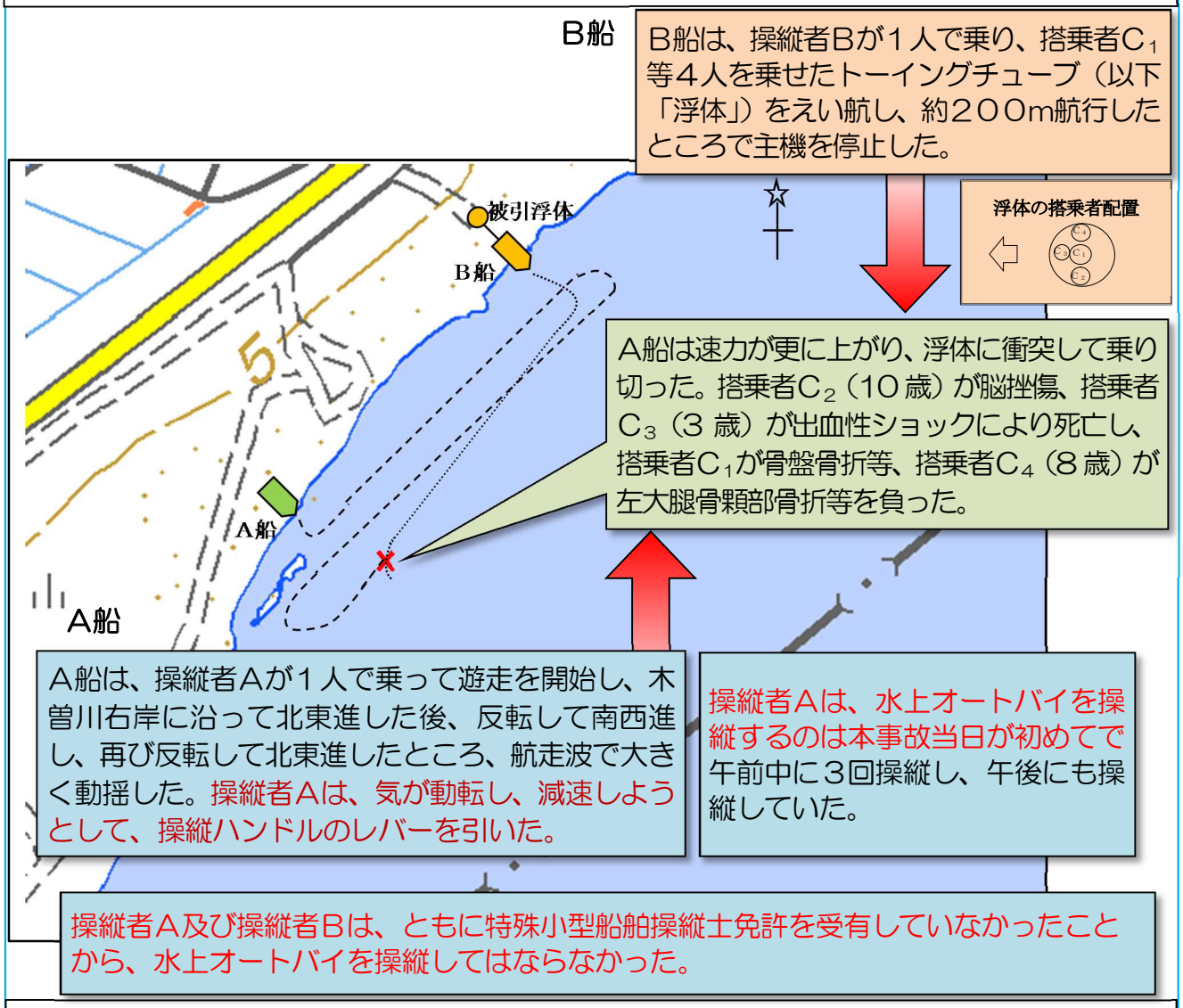


**原因**：本事故は、木曽川の馬飼ビーチ沖において、Ａ船が遊走中、Ｂ船が浮体をえい航索でつないで漂泊中、操縦者Ａが、航走波を受けて動揺した際、減速するつもりで操縦ハンドルのスロットルレバーを引いたため、加速して浮体に向かって航行し、Ａ船が浮体に衝突したものと考えられる。

### 再発防止に向けて（事故防止策）

- 特殊小型操縦士免許を受有していない者は、水上オートバイを操縦しないこと。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。（平成 29（2017）年 6 月 29 日公表）
http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2017/MA2017-6-20_2016yh0058.pdf